

秘密保持契約書

本契約の当事者(別紙1に記載する者をいい、以下「当事者」という。)は、当事者間で相互に開示される秘密情報の取扱いに関して、以下の内容に合意する。

第1条(目的)

本契約は協調・調整業務の効率化および調整結果の最大化に関する取引(以下「本取引」という。)の可能性に関する検討(以下「本目的」という。)を行うにあたり、当事者間で相互に開示される秘密情報の秘密保持に関する取扱いを定めることを目的とする。

第2条(秘密情報)

1. 本契約において秘密情報とは、本契約有効期間中、本目的に関連して、いずれかの当事者(以下「被開示者」という。)が他の当事者(以下「開示者」という。)から開示を受ける技術上または営業上の情報であって、次の各号の一に該当するものをいう。
 - (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示される情報。
 - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明する情報については、当該被開示者については本契約における秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示の時に、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報。
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報。
 - (3) 被開示者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 被開示者が独自に開発した情報。

第3条(秘密保持)

1. 被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、開示者の秘密情報を、当事者以外の第三者に開示または漏洩しないものとする。ただし、被開示者は、政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、開示者に対し、法律上認められる範囲内で開示者の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えたうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとする。この場

合、当該被開示者は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとする。

2. 被開示者は、本契約に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとする。
3. 被開示者は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみを開示するものとし、当該役員および従業員に対して本契約に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。
4. 被開示者は、本目的の実施に合理的に必要な範囲内でのみ秘密情報を複製することができるものとする。被開示者は、本項に基づき秘密情報を複製した場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示、著作権表示その他の表示を当該複製物に付すものとする。
5. 第1項に関わらず、被開示者は、本目的のために合理的に必要な範囲内に限り、自己の子会社(自己がその議決権付株式の過半数を直接または間接に保有する会社をいい、以下「再開示先」という。)に対し、開示者の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、被開示者は、再開示先に対して本契約に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該再開示先の義務違反につき責任を負うものとする。

第4条(目的外使用の禁止)

被開示者は、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、当該開示者の秘密情報を本目的以外の目的に一切使用してはならないものとする。

第5条(知的財産権)

1. 本目的の過程において生じた発明、考案、意匠、商標、ノウハウ、コンピュータ・プログラム、著作物など一切の成果(以下「発明等」という。)に関する知的財産権の取り扱いは、以下の各号の通りとする。
 - (1) 各当事者が単独で開発した発明等およびこれらに関する知的財産権は、当該発明等を行った各当事者に単独に帰属する。
 - (2) 各当事者のうちいずれか複数の当事者が共同で開発した発明等、およびこれに関する知的財産権は、当該発明等に関わる各当事者の共有に帰属し、その持ち分は当該発明等における各当事者の貢献度に応じて協議により決定する。
2. 前項第2号により複数の当事者の共有に帰属した発明等について、産業財産権の出願を行う場合には、当該共有者は協議によりその取り扱いを決定するものとする。

第6条(秘密情報の返還)

被開示者は、本目的が終了した場合または開示者から要求のあった場合には、秘密情報およびその複製物を直ちに返還または廃棄するものとする。ただし、法令等に基づいて

当該秘密情報の保持義務を有する場合、または合理的な理由により当該秘密情報を返還もしくは廃棄することができないと認められる場合は、この限りではないものとするが、この場合、その旨を開示者へ通知の上で、当該保持義務等の目的以外で秘密情報を使用しないものとする。

第7条(保証)

開示者は、本契約に基づき被開示者の開示した秘密情報およびその利用に関して、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、いかなる責任も負わないものとする。

第8条(損害賠償)

被開示者は、自らが本契約に違反したことにより開示者が損害を被った場合は、当該損害を賠償する責を負うものとする。ただし、被開示者は、いかなる場合も特別な事情から生じた開示者の損害(損害発生につき予見すべきであった場合を含む。)または間接損害については、何らの責任を負わないものとする。

第9条(否定)

1. 本契約のいかなる規定も各当事者に対し秘密情報の開示義務を課すものではない。
2. 開示者は、本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約に基づき秘密情報について何らの権利も被開示者に許諾するものではない。
3. いずれの当事者も、本契約に基づく他の当事者への秘密情報の開示により、当該当事者間で本目的に関する取引を開始することを確約するものではない。

第10条(権利義務の譲渡の禁止)

各当事者は、他の全ての当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約により生じた権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させないものとする。

第11条(契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間は、2025年4月1日(第16条に定める新規当事者については、同条所定の新規当事者からの同意書の提出日)から2027年3月31日までとする。
2. 本契約が期間満了、解除等により終了した場合といえども、第2条から第4条の規定は本契約終了後3年間、第5条第2項から第14条の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。

第12条(準拠法)

本契約の解釈は日本法によるものとする。

第13条(完全合意、契約の変更)

本契約は、秘密情報の取扱いに関する唯一の合意であり、従前のあらゆる口頭または書面による合意に置きかわるものとする。当事者の書面による合意がない限り、本契約は変更されないものとする。

第14条(協議解決)

1. 本契約の条項の解釈及び本契約に定めのない事項につき疑義又は紛争が生じた場合、各当事者間で誠意をもって協議し解決するものとする。
2. 前項の協議にて解決できない場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第15条(本契約の合意形式)

各当事者は、本契約締結の証として別紙2の同意書に記名押印のうえで、各1通を日本電気株式会社に提出するものとし、日本電気株式会社は、全ての当事者の同意書の写しを各当事者に配付するものとする。

第16条(当事者の追加)

本契約の締結後に、各当事者以外の者(以下「新規当事者」という。)が本目的に参加することを希望する場合、日本電気株式会社は、当該新規当事者に対して、記名押印した別紙2の同意書を提出させるものとする。日本電気株式会社は、当該同意書を受領後、その内容を基に当該新規当事者の参加の可否を単独で決定するものとし、また、参加を認める場合は、以下の対応を行うものとする。

- (1)当該新規当事者の同意書の写しおよび更新後の別紙1の他の全当事者への配付
- (2)他の全当事者の同意書の写し、更新後の別紙1の新規当事者への配付

第17条(子会社以外への再開示)

1. 第3条第1項の規定にかかわらず、被開示者は、本目的のために合理的に必要な範囲内に限り、自己の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいい、第3条第5項に定める子会社を除く。以下「再開示先関係会社」という。)であって、別途被開示者が事前に日本電気株式会社に通知し、日本電気株式会社が承諾した会社に対し、開示者の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、被開示者は、再開示先関係会社に対して本契約に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該再開示先関係会社の義務違反につき責任を負うものとする。
2. 前項に定める日本電気株式会社による承諾は、当該再開示先関係会社の名称を記

載した別紙3の他の全当事者への配布完了をもって代えるものとする。

以上

別紙1

当事者の一覧

(順不同・敬称略)

別紙2

提出先: 自律調整SCMコンソーシアム事務局 宛

年 月 日

「秘密保持契約書」 同意書

協調・調整業務の効率化および調整結果の最大化に関する取引の可能性に関する検討を行うにあたり、当事者間に相互に開示される秘密情報の秘密保持に関する取扱いについて、「秘密保持契約書」の内容に同意します。

法人名:

部署名:

代表者氏名:

印

連絡先(所在地、担当者):

以上

別紙3

再開示先関係会社の一覧

(順不同・敬称略)